

第14回政策評価審議会（第19回政策評価制度部会との合同）

1. 日 時 平成31年3月4日(月)15時00分から17時00分

2. 場 所 中央合同庁舎第2号館 第1特別会議室

3. 出席者

(委員)

岡素之会長、森田朗会長代理（政策評価制度部会長）、薄井充裕委員、田淵雪子委員、白石小百合臨時委員、田辺国昭臨時委員、岸本充生専門委員、堤盛人専門委員、堀田聰子専門委員

(内閣官房)

向井内閣審議官

(総務省)

若生総務審議官、讃岐行政評価局長、白岩官房審議官、箕浦総務課長、佐々木企画課長、柏尾客観性担保評価推進室長、石川政策評価課企画官、大槻評価監視官、海野評価監視官、高橋評価監視官、北川評価監視官、高角評価監視官

4. 議 題

1. デジタル・ガバメント及びマイナンバー制度の状況等について
2. 平成31年度以降の行政評価局調査テーマについて
3. 行政評価局調査について(死因究明等の推進・女性活躍の推進・高度外国人材)
4. 政策評価制度部会における取組状況について

5. 資 料

資料1 デジタル・ガバメント及びマイナンバー制度の状況等について

資料2-1 平成31年度以降の行政評価局調査予定テーマについて

資料2-2 行政評価局調査の特質・テーマ選定の視点等（イメージ）

資料2-3 行政評価局調査のテーマ選定プロセス

資料3-1 死因究明等の推進に関する政策評価の概要

- 資料 3-2 女性活躍の推進に関する政策評価の概要
- 資料 3-3 高度外国人材の受入れに関する政策評価の概要
- 資料 4-1 規制に係る政策評価の点検について
- 資料 4-2 公共事業評価ワーキング・グループの活動状況
- 資料 4-3 E B P M推進に係る行政評価局の取組状況

- 参考資料 1 平成31年度における行政評価局調査テーマ
- 参考資料 2 行政評価局調査の実施状況について（行政分野分類別）
- 参考資料 3-1 死因究明等の推進（参考資料）
- 参考資料 3-2 女性活躍の推進・実地調査及びアンケート調査（概要）
- 参考資料 3-3 高度外国人材の受入れに関する政策評価（参考資料）
- 参考資料 4 E B P Mに関する有識者との意見交換会報告（議論の整理と課題等）

6. 議事録

（岡会長） 定刻となりましたので、第14回政策評価審議会と第19回政策評価制度部会の合同会合を開会いたします。

本日は、牛尾委員、田中委員、松浦委員、小野専門委員、加藤専門委員が御欠席でございます。また、堀田専門委員は多少遅れての御出席を予定しております。

最初の議題は、デジタル・ガバメント及びマイナンバー制度の状況等についてです。

本日は、内閣官房番号制度推進室の向井内閣審議官にお越しいただき、デジタル・ガバメントの取組やマイナンバー制度の概要について御説明いただき、意見交換を行います。

それでは、向井内閣審議官、御説明をよろしく願いいたします。

（向井内閣審議官） マイナンバーと I T を担当しています向井でございます。よろしく願いいたします。では、時間がございませんので、早速始めさせていただきます。

まず、3 ページに内閣官房の機構図がございますけれども、内閣官房はいろんなことをやっているのですが、赤字で書いてあります情報通信技術総合戦略室が I T 政策を担当しております。番号制度推進室がマイナンバー制度、私は両方とも担当しております。

5 ページを御覧ください。直近のいわゆる I T 戦略、世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画という、2018年が最新の計画でございますが、そこに書いておりますように、重点取組の一番目として、デジタル技術を徹底的に活用した行政サービスの

改革の断行、これは国でございます。二番目が地方のデジタル改革、三番目が民間部門、四番目が分野連携型のプロジェクト、そして五番目がこれらをするための基盤技術、いわゆるクラウドですとかセキュリティー、あるいは標準化でございますが、そういったことを進めるという仕組みになっております。

6ページ目がこれまでの電子行政の歴史でございますので、省略いたしますけれども、その中では、政府C I Oが創設されたというのが、やっぱり大きな改革点になっているのかと思っております。これまではリコーの遠藤さんという方がC I Oでしたけれども、去年替わられまして、現在は大林組から来ていただきました三輪さんがC I Oとして取り組まれております。

そして、7ページ目に最近の取組でございます。電子政府からデジタル・ガバメントへということで、これまで電子政府ということで取り組んできたわけですが、ややもすると、これまでやっている業務をそのままI Tに当てはめているというきらいがございましたが、むしろこれからはI Tがあることを前提に、最適な業務方法、あるいは場合によっては制度の仕組みまで含めた取組が必要だろうということで、デジタル・ガバメントへということでございます。

これまでも、政府C I Oの設置以降、各府省の壁をとにかく越えた取組で、運用コストの3割削減とか、人事給与システムみたいな府省共通システムの本格稼働等をやっておりますし、地方公共団体まで含めた取組もやっておりますけれども、さらに、そういう垣根を越えたようなサービスの融合、データの連携等をしていく必要があるということでございまして、8ページにデジタル・ガバメント実行計画というのを、平成30年1月、去年でございますが、そのポイントが書かれております。

その中で、主要施策としまして、まず添付書類を一括して撤廃するための法案の作成、それから行政機関同士の情報連携等により、そういう添付書類を撤廃するシステムの整備や、現在は13%しかしていないオンライン化の実施を徹底させるための障害となるもの、あるいは業務運営、事務の慣習を一から見直す業務改革をしていく必要があると。更に、複数手続の、引っ越しや死亡、そういった場合に官民合わせたワンストップ化で処理していく必要があるのではないかというので、各府省に中長期計画の策定を義務づけまして、現在、平成30年6月に全ての省庁で策定済みとなっております。

ここに書いてありますように、法案の作成がございましたので、現在、この通常国会に法案を提出すべく準備中でございます。

これが9ページ以下にございますが、デジタル手続法案ということで、まず基本原則として、デジタルファースト、個々の手続、サービスが一貫してデジタルで完結すると。電子申請はするけど、後で書類を送れみたいなことはしないと。それからワンスオンリーで、一度提出した情報は二度提出することをできるだけ不要としていくということ。それからコネクテッド・ワンストップということで、民間サービスを含めた複数の手続をワンストップで実現するという原則を法律に書いております。

さらに、その法律の、必要な事項としまして、行政手続を、これまでのオンライン化法というのは「オンラインでもできる」と書いてあったのですが、今回からはオンライン実施を原則とすると。地方公共団体は努力義務でございますが、本人確認とか手数料納付、例えば印紙を貼って出せみたいな話を全部オンラインで実施できるようにするというのと、行政機関間の情報連携等により、添付書類については原則全ての添付書類を撤廃するために、法令上の障害を除くということをしております。

さらに、それを推進するために、内閣総理大臣が情報システム整備計画を作って、各府省にやらせる。それに伴いまして、デジタル・デバイドの是正とか、民間手続における、例えば行政手続に関連する民間手続、いわゆる引っ越しや死亡でございますけれども、ワンストップ化といったことが書かれているということでございます。

これが原則分で、更なる個別施策としまして、このデジタル手続法において、東ね法として、住民基本台帳法や公的個人認証法、マイナンバー法、これらを一緒にしてありますが、主な中身は、海外でもマイナンバーカードあるいは公的個人認証を使えるようにすることと、所有者不明土地対策のために、住民票の除票、これは引っ越しした後に残るものでございますけれども、これを5年から15年に保存期間を延ばすというものでございます。

さらに、マイナンバーでいきますと、一番下にありますように、罹災証明書の交付事務にマイナンバーを使えるようにするというのです。これがデジタル関係の法案の概要でございます。

以上がデジタル・ガバメントの関係でございますが、続きまして、マイナンバー制度につきまして御説明させていただきます。

マイナンバー制度の概要、14ページでございますけれども、マイナンバーの場合、マスコミでも、いろんなところでマイナンバーとマイナンバーカードを非常に混同して使われていると。私どもは、マイナンバーとマイナンバーカードをやはり分けて考えるべきだと考えておりまして、マイナンバーというのは、まさに番号でございますので、これは日本国内の全

住民に既に付番済みでございます。

現実には、既に法律により利用されておりまして、税の手續とかにマイナンバーを書くということが多くございますけれども、例えば福祉の給付の手續でマイナンバーを書きますと行政機関間で情報連携ができて、例えば住民票とか所得証明書が省略されるということが既に行われているということでございます。マイナンバーは、基本的にはいろんな安全措置がございます。一方で、法人の法人番号は個人情報保護の問題がございませんので、誰でも自由に利用可能となっていると。

それからマイナンバーカードは、マイナンバーが書いてあるので、マイナンバーの証明もできますけれども、ここでマイナンバーカードを世の中でよく使えと言っているのは、チップの中にあります個人認証でございます。マイナンバーカードは、対面でも免許証やパスポートのように本人確認ができますけれども、電子的にも本人確認ができる手段でございます。ここは官民の様々な用途に利用可能であると。現実には、民間でもそのように使われております。

それ以外に、マイナポータルということで、もともとはマイナンバーに関する行政機関が、これまでは別の行政機関に行って出してもらっていた所得証明を省略するかわりに、行政機関間で情報連携しますので、行政機関間のやりとりを本人が確認できる個人用サイトを作ったのでございますけれどもそれ以外にも電子申請など、各種サービスも提供しております。後ほど御説明いたします。

15ページはロードマップでございますので省略させていただきまして、16ページにマイナンバー、マイナンバーカードの違いがございますけれども、比喩的に言いますと、マイナンバーが口座番号だとしますとマイナンバーカードは一種のキャッシュカードなのですが、キャッシュカードに使う以外に、別の、キャッシュカードは口座とは何の関係もないです、クレジットカードがついているという感じでございます。公的個人認証の部分は、まさにマイナンバーとは何の関係もないというか、マイナンバーを使っていない制度でございます。公的個人認証の本人確認用のシリアル番号はマイナンバーと連動しておりませんので、したがって、民間でも使えるという仕組みになっているということでございます。

それで、マイナンバーのほうは、まさに行政主体が、どちらかというと半分強制的にと言いますか、全員に付番しておりますが、一方でマイナンバーカードは、本人の申請により交付するという立て付けになっております。

17ページに住基ネットの最高裁判決がございますけれども、要するにマイナンバーという

のは、やはり国民総背番号制とか、住基ネットの違憲訴訟は高裁までは違憲の判決が出て、最高裁でやっとひっくり返ったという経緯がございますけど、そのときに、最高裁判決でこういうことをやっているから合憲であるという、こういうことをやっているからというものが左側に書いてございますが、例えば個人情報を一元的に管理することができる機関または主体は存在しないとか、行政目的の範囲内ですとか、それから漏えいする具体的な危険がないとか、いろいろなことが書いてあります。

これに合うように制度設計をしております、したがって、マイナンバーは、基本的にデータベースは分散管理としております。情報連携する場合でも12ケタのマイナンバーそのものは使いません。マイナンバーを利用する場合、それからマイナンバーの情報連携を利用する場合は、全て法律の根拠が要するというふうにしております。

そういう意味で、マイナンバーはある意味で使い勝手が悪いという話もありますけど、一方で、そういう個人情報保護とかプライバシーとかの要請もある、あるいはセキュリティーの要請もあるということで、比較的しっかりと、世の中で言うところの堅めに作ってあると。

例えば、諸外国では既にいろいろな番号制度があります。典型的にはアメリカのソーシャル・セキュリティー・ナンバーですけれども、アメリカのソーシャル・セキュリティー・ナンバーというのは、実はアメリカでは年金とか税の不正還付というのが年間数百万件のレベルで起こっておりますけど、日本では、一つ一つ本人確認をしている、番号確認をしているということでございます。

18ページに、それでも現在違憲訴訟が起こっております、現在、8地方裁判所において違憲訴訟継続中がございます。原告の趣旨は、マイナンバーは違憲であるから、マイナンバーの収集、保存、提供するなという行政訴訟が起こっているということでございます。ここで1か所でも負けたら、マイナンバーの普及に非常にブレーキがかかることを懸念しております。

20ページ以降にマイナンバーの仕組みがございますが、マイナンバーの情報連携は、既に付番、情報連携は進んでおります、経緯が書いてございますけれども、平成27年に付番した後、28年1月から利用を開始し、29年11月から情報連携を運用しているということで、現状を書いておりますが、平成30年からの間では、大体、情報照会件数、提供件数が600万件ぐらいということでございます。

主な手続で言いますと、地方税の賦課とか児童手当とか国民健康保険関係が多くございます。情報で言うと、やっぱり圧倒的に地方税の課税情報、いわゆる所得情報が圧倒的に多い

ということでございます。

今後、平成31年4月、年金関係は1月と書いてありますけど、現在準備しているところでございまして、5月とか6月には年金関係の手続が徐々に始まっていく見込み。年金関係が増えると、もっと情報のやりとりが増えると思っております。

21ページが情報連携手続数の変遷で、省略させていただきまして、22ページが、現状どういものが省略可能になっているかということで、一番左上でいきますと、保育園の申請とかで課税証明書等が、右に省略可能な書類の例と書いてございますが、これらの書類が省略可能になります。

さらに23ページに、年金手続が開始しますと、例えば年金保険料の免除・納付猶予の申請に課税証明書が要らなくなるということが起こってまいります。

24ページ以下がマイナンバー制度における安心・安全の確保ということで、先ほど申しましたような保護措置がとられております。

25ページに分散管理の絵が描いておりますけれども、よく新聞でもいまだに個人情報を一元管理するマイナンバー制度と書いてございますが、このマイナンバーの情報照会・提供というのは法律に定められたものの申請があった者にやられるということなので、原則として、これまで課税証明書に漏れたものを直接見られるということでございますので、この情報連携をやるから新たに各機関の持てる情報が増えるというものでは決してないということでございます。

26ページに第三者委員会として個人情報保護委員会という組織を作りました。マイナンバーができるときに特定個人情報保護委員会という組織を作りまして、マイナンバー関係の個人情報を始めたのでございますけれども、その後、法改正がありまして、個人情報保護法も全て所管するようにはしておりますが、これはいわゆる三条機関でございまして、独立性の高い機関でございます。

27、28ページのシステムの概要や罰則は省略させていただきます。

29ページにマイナポータルというのがございます。ここに画面のメインメニューがありまして、現状、情報提供のやりとり履歴とあなたの自己情報表示というので情報連携の対象となっているマイナンバー付きの情報を確認することができます。それから、お知らせ機能はプッシュ型のお知らせを受けられる。あと、民間送達サービスとの連携とか、あるいはぴったりサービスというので子育てサービスのワンストップ化をしております。あと、公金決済や外部サイトとの連携も可能になるということです。

子育てワンストップサービスというのは、現状、まずサービスの検索ができる。自治体名を出すとサービスの検索ができる。さらにその自治体の申請書をダウンロードできますし、自治体がオンライン申請を受け付ければ、そこからオンライン型の申請ができる。自治体がプッシュ型のお知らせを対応していればプッシュ型ができると、そういうものでございます。

さらにマイナポータルのAPI提供ということで、民間等も提供していくと。例えば、ローンの電子契約、ネット契約をする際に、自己情報を呼び出す機能を使って自分の課税情報を呼び出して、それをAPI連携で金融機関に飛ばしまして、それでネットでローンが申し込めるようなサービスも行うことが可能です。

32ページがマイナンバー制度の検討状況ということで、法に3年後見直しという規定がございますので、今通常国会で審議が予定されているものとしまして、先ほどの法律説明のところでは、二番目の罹災証明事務がございましたが、それ以外に戸籍法の改正の中で戸籍情報との情報連携、これは戸籍事務にマイナンバーを使うのではなくて、マイナンバーとひも付けたAさんとBさんは親子であるとか、夫婦であるなどの情報を、従来は社会保障の手続などは、親子関係、夫婦関係は戸籍謄本を提出しろということが多くございましたが、この情報連携が可能になりますと、これは必要なくなって、これは役所間でやることになる。

それから、証券保管振替業務につきましては税法でやりまして、これはいわゆる証券の特定口座がマイナンバーは必須でございますが、なかなかマイナンバーがとりづらいというので、マイナンバーの登録期間を3年延長いたしますが、それとセットで証券保管振替機構においてマイナンバーをちゃんと管理できて、そして取得を可能とするような、そういうものを今国会に提出しております。これは税法に書かれております。

34ページ以降にマイナンバーカードの仕組みが書いております。マイナンバーカードの表面というのは、対面での本人確認を行う機能がございます。

35ページに裏面がございしますが、裏面に書いてあるマイナンバーはマイナンバーの確認を行うものと、チップに電子証明書や空き領域がございます。ちなみに、国家公務員は身分証明書をマイナンバーカードにしてございますけれども、これは——ここで言う国家公務員は霞が関の人間ですが——空き領域を使っているということでございます。

そして、この電子証明書と空き領域は民間も利用可能でございまして、例えばNECさんとかTKCさんは社員証明的なものにマイナンバーカードの空きチップを利用されておりますし、電子証明書はもう既に10社以上のところが総務大臣の認可を取っております。

以下、カードの交付枚数がなかなか出ていないところでございますけれども、現状、直近

で言いますと、おおよそ1,600万枚でございます。

市町村別や人口別とございますが、これを見ると、やはり市町村によって偏りがあって、あるいは人口によって男性のほうが多いとか、高齢者が多いというのがありますので、これらを活用しながら、今後更にマイナンバーカードの普及に努めてまいりたいと思います。

38ページ以降はマイナンバーカードの利活用シーンの具体例が書いておりますので、これらについては省略させていただきます。

以上でございます。

(岡会長) ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明について、御質問あるいは御意見があったらお願いいたします。

薄井委員、お願いします。

(薄井委員) 向井内閣審議官、御説明ありがとうございます。

個人的には必要性は分かっているつもりなのですが、質問が一つと御意見を賜ればというのがあります。

質問は、今、法整備で大変御苦労されているという話を伺ったのですが、諸外国に比べて日本というのはやはり後塵を拝して遅れているのか。それとキャッチアップしなきゃいけないという要請があってこういう検討が鋭意進められているのか、海外比較の観点からコメントをいただければというのが一つです。

もう一つは、個人的には、皆カードをたくさん持っていて面倒臭いなど思っているのですが、カードが集約できれば良いなということはあると思うのですが、先ほどの民間も使用可能な空き容量の部分で、直近じゃなくて遠い将来でも良いのですが、例えば電子カルテといったように、特に高齢者が身近に利用できて、しかも利便性が高く、これなら持っていたほうが便利だという、ある種パワースペクトルであると皆さんぐっと来るのではないかと思うのですが、そういう御検討もされているのかどうか、ちょっとその辺を教えていただければと思います。

(向井内閣審議官) まず、諸外国と比べるというのはなかなか難しいところもございませけれども、番号だけで言えば、どちらかというと遅めだと思っておりますし、逆に遅くスタートしたから諸外国の失敗例を随分学べたということもございませ。

アメリカなんかは割とそういう不正が起こっても、それを補償すれば問題は起こりませんが、日本の場合は不正が起こること自体が問題になってしまうので、そのところは例えばア

アメリカよりはるかに本人確認を厳格にやっているとか、そういうところもございますが、マイナンバーだけで言いますと、いわゆる先進諸国でここまできっちり付番している国というのは実は無いと思っています。むしろ番号などが一番管理されていて有名なのは北欧の系統がございまして、北欧は割としっかり番号が管理されていますが、一方で、多分マイナンバー的な意味のものを使っている中で日本に最も近いという点では、韓国だと思いますが、やはり日本の経済規模人口で、かつ自由主義の国でここまでやっている国は多分あんまり無いんじゃないかなと。

一方で、カードも韓国とかエストニアとかスウェーデンとかというのは、日本より便利になっておりますけれども、本人確認機能を完全に民間に開放して何でも使える——総務大臣の認可は要りますけど——基本的には使わせるというソリューションを日本の経済規模で、かつ日本の人口規模でやる国というのは無いわけですし、そういう意味では、もしも日本が韓国とかエストニアのようにマイナンバーカードが普及したら、経済的にもすごいことになるのではないかということ、実はシリコンバレーが非常に注目しております、それで政治家の先生方がシリコンバレーに出張に行くたびにマイナンバーカードを増やせと言う人が増えてくると、そういう状況に今はなっているのかなと。

次にカードの話になるわけですが、そういう意味でマイナンバーカードの、そうは言っても、じゃあ何に使うねんと言われたら、現状はやはり本当の対面の本人確認が一番多いというのが実際でございますので、もっと使い道をたくさん考える必要があるということは真剣に考えておまして、直近のビッグプロジェクトでいうと、消費増税に伴う消費減対策に自治体プレミアムポイントを活用するのもございまして、一番大きいのは健康保険証の機能を持たせるということです。健康保険証の機能を持たせる理由は幾つかあるのですが、マイナンバーカードのためというよりは、これはむしろどちらかという、医療のビッグデータ化が今後進んでいくと思いますし、そのビッグデータを使って、個人を抜いた形で研究への利用と、個人を特定した形で本人への還元。例えば救急車で運ばれているときにマイナンバーカードをピッとやれば病歴が分かるとか、そういうのが分かるということも将来では十分考えられますが、そういうときにまず本人確認をしっかりしておかないと、なりすましが起こっているとそもそも非常に研究にも不便だし、本人だって命に関わる問題なので、そのために本人確認を、今の医療制度は社会保障が全体的にそうなんです、性善説でつくられているものですから、割となりすましが簡単にできるし、結構外国人の健康保険証の使い回しなども問題になっているわけですが、そういうこともありますので、これをできるだけ早

い段階で、100%とは言いませんけれども、多くの医療機関ではマイナンバーカードが使えるようにしていった、将来的には100%に持っていきたいというのを考えてございまして、これが今おっしゃったような、先ほどマイナンバーカードでピッとやれば病歴が増えるということまでちゃんと医療IDとかと連携しながら持っていくということは想定しております。

それ以外にも、もちろん1カード化が良いのか悪いのかというのは個人によって違って、1カードが便利という反面、やはり何枚かカードがないと不安という人もいますとは思いますが、少なくとも公的に発行するカードについては原則1カード化で、どうしても持ちたい人には有償というのが本来あるべき姿だろうと思います。

そういう意味で、できるだけ1カード化にしていくというのがありますし、例えば災害時にはマイナンバーカードを持って逃げていただければ、それでオーケーというふうにしたいものですから、マイナンバーカードとスマホとの親和性というのをどういう形でとっていくかというのが今後の重要課題だと思ひまして、現状、もともとスマホの中にマイナンバーカードの機能をとというのも検討はしております。いずれにしても、この問題というのは、必ずiPhone問題というのが世界中でありまして、iPhoneが仕様を公開していないのですから、iPhoneでマイナンバーカードを読み取ることができません。マイナンバーカードを読めるようなiPhoneができてくれば、例えば今スマホで大抵の人が手帳型のカードケースに入れているので、マイナンバーカードもそこに入れていただいて、手帳を閉じるとマイナンバーカードがちゃんと読み取れる位置にあつて、そこからスマホでいろんなマイナンバーカードを使った申請とか、あるいはいろんな民間のサービスが利用できるよになると、これが一番望ましい姿かなと思ひしております。

(岡会長) ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。どうぞ。

(堤専門委員) 御説明ありがとうございました。

この審議会です時々土地に関する話題が出てきまして、地籍調査で境界画定をどう進めるかという話、あるいは空き地や空き家みたいな問題があつて、ちょっと思ったのですが、私は持っはいるのですが、マイナンバーカードをうまく使いこなせていないとか、あまり使っていないというのが正直な印象の中で、そういった境界の立ち会い、あるいは画定、空き家、空き地の所有者探しみたいな、ある意味で困った問題に対してこういうものを積極的に使うという方法が可能かどうかということをお聞きしたいと思ひます。それは、恐らく今のお話だとビジネス的な話とは全然向きが違うので、だめなのかなという気もするのです

が、そういう余地があるかどうかということをお聞かせください。

(向井内閣審議官) 土地の話は、多分マイナンバーカードというよりは、マイナンバーそのものの話になるのだらうと思っております、現状、そういう議論が無いわけでは無いのです。要するに、土地の所有者、登記簿の所有者にマイナンバーでつけておくの良いじゃないかという議論はあるのですが、その前に土地の場合は、やはり登記につけるとマイナンバーがない人、要するに亡くなった人が登記名簿に書いてあることがいっぱいあるので、そう簡単ではないなと思っております。

登記の場合は、現状、名寄せしていないのです。それをまず名寄せするのか、名寄せはする方向のように聞いておりますが、名寄せをしたやつを今度はオープンにするのか、しないのかという問題があって、現状、オープンにするという話になるとなかなか政治的にどうかなという問題もあるのかなと思っておりますが、マイナンバーそのものを何のために使うかという、やはり将来、今でも相当ひどいですが、さらにこれ以上に社会保障と税で負担が厳しくなって、現役世代と受給世代とのギャップ、何と言いますか、対立構造が起こり、負担と給付の関係が厳しくなっていくと、やはり負担と給付を決める——これがみんな公平だなということでやっぱり必要な、そのツールとしてやっぱりマイナンバーは絶対要るものだと思って導入しているところがあるものですから、そうすると所得だけではなくて、やはり資産の公平性というのも将来多分出てくると思うのです。そうすると、やっぱりどうしても金融資産、それについては土地というものにマイナンバーをひも付けていくことは、将来的には絶対必要になってくるのだと私は思っております。

(岡会長) ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。岸本専門委員。

(岸本専門委員) ありがとうございます。

顔写真が付いている中で、議論があるかどうか教えていただきたいのですが、顔認証を本人確認に使うとか、ほかの生体認証を広げていくとか、そういった議論が——別にやれと主張しているわけではなくて——あるのかどうかというのをちょっとお尋ねしたいと思います。

(向井内閣審議官) まず、顔認証でございますが、顔認証はもう現在も使っております、マイナンバーカードを交付するときに自治体で既に顔認証は導入されておりますし、健康保険証をマイナンバーカードとして使うときも顔認証が使えないかというのをまさにというか、顔認証を正直使いたいと思っております。

それ以外の指紋とかそういうものについても、要するに、今後、マイナンバーカードだけ

ではなくて、今後高齢化が出てきたときの認証の手段として、生体認証は当然どんどん出てくると思いますし、少なくとも暗証番号を覚えるというのは難しく、結局どういうことが起こるかという、ひどい場合はキャッシュカードの裏に暗証番号が書いてあるみたいなことが起こるわけなので、そんなことをするぐらいだったら、もう生体認証とか、例えばそれ以外のものによる所持物による認証。例えばですけど、印鑑というのはよくデジタル化する場合に問題になる、要するに印鑑はやめろみたいな話がありますが、逆に印鑑みたいなやつを認証に使ってしまうという手もあるかもしれないと。要するに、生体認証の最大の欠点は、抜かれたら代わりがないということなのです。指紋だったら、スマホで撮られたらアウトなので、そうすると、生体認証がなかなか難しくなってきた、指紋などの単純なやつは難しくなっている。そうすると、そういう別の認証もあるのかなと思っていますが、いずれにしても、暗証番号にかわる認証というのを今後普及していかないと、多分高齢化社会とデジタル化というのは両立していかないとと思っています。

(岡会長) ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

(森田会長代理) 私は質問ではなくて、実はIT戦略本部のデジタル・ガバメント分科会の分科会長もやっているものですから、むしろ応援演説ですけれども、私が見ているところによりますと、北欧諸国であるとか進んでいる国、アジアもそうですが、比較した場合には、もう日本は二周遅れ以上の遅れになっていると思います。

そこでポイントになりますのは、もちろん認証の問題とかプライバシーの問題もそうですが、事務処理のコストが決定的に安くなるということ。精度が上がって、コストが安くなるということで、日本の場合もぜひこれを強調してくださいとデジタル・ガバメント分科会では申し上げているのですが、なかなか数字が出てきませんが、例えば住民票の写しと印鑑証明を役所のカウンターの後ろでやっていますが、あれに1,000億以上のコストがかかっているということで、それにコストをかけるなら、私は若い人の負担を上げずに年金を上げてほしいと思います。

(岡会長) 私も最後にちょっと。

今日の向井さんのお話を聞いて、少し前に進みつつあるなと思いつつも、二周遅れかどうかはわかりませんが、ちょっと腰が引けているのではないかなとも感じます。

マイナンバー制度では全国民がマイナンバーを持っているわけで、国には、自治体任せではなく、マイナンバーカードも全員に持ってもらうというくらいまで、もっと踏み込んでい

ただいて、その代わり、今日幾つかご説明いただきましたが、持てばこういうメリットがあると、国民に説明して理解してもらえばよいと思います。

このマイナンバー、マイナンバーカードを活用して、まさにデジタル・ガバメントで、国にとってはコストが大幅に安くなる、国民にとっては非常に利便性が高まる、という状態を早く作って欲しいと思います。

したがって、マイナンバーカードの保有率が12.2%というのは、個人的には何をやっているんだという感じがしますが、申請するのは個人で強要は出来ませんので、マイナンバーとカードを一体で考えて、先ほど申し上げたような効果を期待するというのを今後の検討の中でぜひ取り入れていただければありがたいと思います。これは意見でございます。

では、どうもお忙しいところ、向井内閣審議官、ありがとうございました。

(向井内閣審議官) どうもありがとうございました。

(岡会長) 引き続きよろしくお願いします。

(向井内閣審議官) ぜひマイナンバーカードの御支援をよろしくお願いします。

(岡会長) どうもありがとうございます。

それでは、続きまして、議題2の平成31年度以降の行政評価局調査テーマについてです。行政評価等プログラムに掲載する行政評価局調査のテーマの検討については、まず昨年7月の審議会において行政評価局の現地機関などが把握している地域の動向や課題の一端の説明を受け、皆様からの御意見を頂戴しております。

また、昨年11月の審議会では、行政評価局が検討している調査テーマ候補について説明を受け、御意見を頂戴しております。

本日は、その後に追加された調査テーマ候補について事務局から説明を受け、平成31年度早期に着手する調査テーマに係る調査の視点等について、皆様からの御意見を頂戴したいと思います。

さらに、事務局において概定している調査テーマ候補も含め、それ以降の調査テーマについて皆様からの御意見を頂戴したいと思います。

それでは、事務局からの説明をお願いいたします。

(佐々木企画課長) 資料2-1を御覧ください。

平成31年度は十一本のテーマを選定しております。それぞれのテーマの問題意識は、参考資料1のとおりですが、この十一本のテーマにつきましては、審議会で御審議いただきました中長期的な考え方を踏まえまして、主に現在、総務省を挙げて取り組んでおります地域力

強化、地域活性化に資する調査か、それと少子高齢化対策や地域の安全・安心の確保に資する調査かという観点で選定いたしました。テーマ選定の視点、選定プロセスについては、後ほど御説明いたします。

十一本のうち産学官連携による地域活性化から地域公共交通の五本は、早期に実施するものとして整理しております。薄いオレンジ色の枠にございます外来種対策の推進から漁業・漁村地域の活性化の六本につきましては、行政を取り巻く環境の変化が激しいことなどを踏まえまして、今後、年度途中においても必要に応じて見直しまして、優先度の高いテーマがあれば差し替えることによって、柔軟性、機動性をより確保したいと考えております。

11月に御説明いたしましたテーマ候補以外で新たに選定したものは、産学官連携による地域活性化と漁業・漁村地域の活性化の二本でございますが、本日は時間の制約もございますので、早期に着手する新たなテーマであります産学官連携による地域活性化について御説明いたします。

御案内のとおり、総務省では昨年12月、地域力強化プランを公表しております。このプランは、総務省横断的な体制としまして、石田大臣を本部長とする地域力強化戦略本部が設置されまして、必要な施策を推進することとされております。行政評価局では、調査機能を有する立場から、産学官連携、事業承継、地域公共交通の三本の調査テーマがSociety 5.0由来の地方実現に向けた施策として位置づけられたところでございます。

産学官連携による地域活性化は、強化プランにおきまして、地域の様々な資源や地域の農、工業、商、学等の多様な主体の連携促進による地域における新規事業創出という基本的な考え方、新たな事業創出による地域活性化という考え方で、地域企業振興施策に関する各府省横断的な評価、調査を実施することとされているものでございます。

地域の新たな事業創出という点では、産学官連携は、学のシーズの事業化が多く、地域社会、地元企業のニーズを十分踏まえていない結果として、地域活性化につながっていないなどの声も聞かれるところでございますけれども、一方で好事例も多く聞こえております。

しかしながら、地域活性化につながった好事例でも、具体的にどのような取組が功を奏したのか、まだまだ明らかになっていないノウハウもあるかと思えます。各府省は地域活性化のためのプログラムをいろいろ用意しているところでございますけれども、それが現場でどのような効果があるのか、関係者としては国、市町村、商工会議所や地元銀行の役割、大学との関係など、様々な課題もあろうかと思えます。そのような観点から、好事例の把握により、他にも役立つノウハウの抽出という観点から調査する予定としております。本日は、是

非このテーマについて、調査の視点等の御意見、御議論をいただければと思います。

また、プログラムでは、マイナンバーカードの普及などについて、年間を通じて情報収集、調査することとしております。

次に、資料2-2と2-3でございます。前日も御議論いただきました調査テーマ選定について御説明いたします。

調査テーマの選定は、端的に言えば、行政評価局調査の機能や特質を生かせるテーマは何かということで検討に検討を重ね、絞り込みをかけているものでございます。選定の基本は、審議会から平成28年2月にお示しいただきました中長期的な考え方の四つの視点でございます。ただ、これだけですと、テーマの絞り込みはなかなかできないというものでございますので、対象分野の実績、優先度合い、調査のタイミング等も考慮しつつ、内閣の重要課題か、第三者的な視点が生かせるかといった観点から、また、左側の行政評価局調査の機能・特質というものを絶えず考えながら、行政評価局内において様々な議論を何度も何度も行いながら絞り込み、選定が行われるということでございます。課題があったということで調査テーマになるとか、視点に合致しているから調査するといった単純なものではなくて、検討に検討を重ねるということでございます。

次に、資料2-3でございますけれども、具体的な選定プロセスです。

具体的には、通年の日常的な幅広い情報収集、常時監視活動とっておりますけれども、この活動によりまして、現場における課題等あらゆる情報を収集しております。

先ほども御案内いただいたとおり、7月の審議会では、その収集した問題情報の御説明を、11月の審議会におきましては、情報収集した問題情報に各種検討を行いながら、先ほどの視点で絞り込みをかけました調査テーマ候補、そして3月の審議会、まさしく本日の審議会ですが、概定しましたテーマを御説明しているところでございます。

このようなこともございまして、本日は早期に着手する調査の視点、資料2-1に掲載されているテーマ以外に、御専門のお立場から行政評価局として実施すべきと考えるテーマなどについて御議論いただければと存じます。よろしく願いいたします。

(岡会長) ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきましての御質問、御意見をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

どうぞ。

(田淵委員) 御説明ありがとうございます。

前回の審議会では、これらのテーマのほかに、自衛隊の災害派遣と地域における子供の育成支援というテーマがあったかと思うのですが、この二つのテーマが外れた理由は何なのか。全体のテーマを伺っていると、地域力強化プランの中での対応に係るテーマにある程度絞った形でテーマ設定になっているのかと思うのですけれども、ちょっと偏り過ぎではないかなど。この二点というのは、私は重要なテーマだと思っておりまして、そこを外された理由をまずお聞かせいただけますでしょうか。

(岡会長) お願いします。

(佐々木企画課長) ありがとうございます。

まず、自衛隊の災害派遣でございますけれども、今年になりまして、自衛隊の災害派遣につきましては、大規模災害時の支援をめぐるしまして、自衛隊が自治体の要請を待って活動する従来の受け身型から、関係省庁の情報を集約しまして、適切な支援を打診する提案型の運用に切りかえたということでございます。運用の見直しで自衛隊側がより積極的に災害支援活動に当たることが可能になるようでございます。このため、調査の実施については再検討としたものでございます。

それから、子供の育成支援でございますけれども、これは放課後児童クラブ、子供教室ということで問題意識を持っているということで御説明いたしました。現在、厚生労働省、文部科学省が各種対策を講じているようなことでございますので、現在、第三者的な視点が生かせる調査が可能なのかどうかということで再検討しているものでございます。全く外れたということではなくて、今後更に検討していくということで、テーマとして再浮上する可能性もございます。

以上でございます。

(岡会長) 続けてどうぞ。

(田淵委員) 自衛隊の方は、提案型に切りかえたのであれば、そこをまず検証するというのが必要だろうと思うんです。これだけ災害が起こっている中で、国民の皆さんの安心感にもつながることでもありますので、受け身型から提案型に変わって、これだけ迅速に対応することができたということも早く出すということも必要なのではないかと思いますので、可能な限り、こちらのテーマについても取り組んでいただくと良いのではないかと思います。

子供の育成支援の方ですけれども、子供の育成支援となると大人の視点、要するに親の視点、そういったアプローチになっていると思うのですが、視点として子供の視点、子供側から見た居場所、そういったものに関して今までに調査されていることが無いので、そういっ

た観点でこのテーマに関して取り組まれると良いのではないかと思います。

厚生労働省、文部科学省でいろいろされているということなのですが、どちらかというハード面での対応、青少年センターですとか、児童館ですとか、そういったハコモノをつくるという方に目が向いているのではないかと。本来、居場所というのは、ハコとは関係なくて、むしろ心の居場所。そういった取組の方が、私は子供たちにとっては重要なのではないかと考えているので、その辺のところも検討されると良いのではないかと思います。

子供の視点での子供の居場所のベストプラクティスの一つなのですけれども、たしか平成6年から続けられている水沢ジュニアリーダーズクラブ、JUMPと言うのですが、その取組というのは非常に先駆的な取組になっていて、中高生の子供たちが集まって自分たちで活動していくという形なのですが、2017年度の未来をつくる若者・オブ・ザ・イヤーで、内閣府の特命担当大臣表彰も受けていたりする取組でもあるので、そういったベストプラクティス的なものを幾つか、全国的に他にもたくさんあると思うので、そういったものもお調べになって、提示することによって、全国で子供の視点からの子供の居場所づくりに利用できるテーマではないかと思いますので、是非子供の視点でこのテーマに取り組んでいただきたいと。子育てとか子育て支援とか親サイドからのアプローチではなくて、子供の立場でのアプローチでこのテーマに取り組んでいただけたらと思います。

御検討いただければと思います。以上です。

(岡会長) 何かコメントありますか。

(佐々木企画課長) ありがとうございます。

平成31年度は、年度途中においても必要に応じて見直しして、柔軟性、機動性を確保したいと思っておりますので、今後いろいろ御指導をいただきながら、検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(讃岐行政評価局長) 後ろの方に担当の監視官もおりますので、もし何かコメントがあれば発言させていただければと思います。

(岡会長) いかがですか。では、お願いします。

(北川評価監視官) 子どもの育成支援、私も発案の一人で、とてもやりたかったのですけれども、プライオリティーを検討していく過程で、総務大臣も「地方の疲弊が限界に達している」と、そこを第一にということで、産学官連携を優先的に取り扱いたいということで、今すぐというところからは落ちてしまったのですが、「子どもの視点」というヒントをいただいたと思っていますので、今後採り上げるべく検討していきたいと思っています。

(岡会長) ありがとうございます。

では、ほかはいかがでしょうか。岸本専門委員。

(岸本専門委員) ありがとうございます。

産学官連携による地域活性化の実態調査の件は、私も多少関わりながら、難しいなと思っているところなのですけれども、まず、どう調査するのかの調査から必要なのかなと思ったりもして、どこから好事例を見つけるかというのはなかなか難しいのか、大学側なのか、地域側なのかとかいろいろあると思うので。

それともう一つ、やはりこういう場合、大学等の技術シーズと書いてあるように、一応技術開発側というものが暗黙に置かれていると思うのですが、もしかして人文社会的なところで例えば商店街の活性化とか、何か地域のお年寄りを活用するだとか——活用という言い方は悪いかもしれないですけど——あるいは子育て関係とかでもいろいろあるかもしれないし、学校の先生だけじゃなくて、学生が地域に入り込むような形で活動している例もあるかもしれないので、そういった多様な視点があっても良いのかなと思いました。

もう一つ、やはり大学において、最近やはり研究力とか世界ランキングとか非常に世知辛い中で、産学連携に関わるというインセンティブが大学の先生にどのくらいあるのかなど。大学の先生もこういう活動を熱心にやって、それが自分の評価にプラスになれば良いんですけど、何の役にも立たないことになるとなかなかやる気が起こらなかつたりするので、もし好事例があった場合に、大学がそういう活動をどう評価しているかというところをぜひ、逆にうまくいかなかった場合に、大学側の先生にそういうディスインセンティブというか、そういうのがあるのかどうかとか、そういうのも少し調べていただければと思います。

以上です。

(岡会長) コメントをいただけますか。

(北川評価監視官) まさに、プロジェクトの好事例などをどう見つけてくるかということは、一番の鍵として苦慮しているところでありまして、いろんな見方・評価があるし、多様な、バラエティーに富んだ実態を拾ってくるということも意識していきたいと思っています。今回大きな視点として、「地域の活性化」に資する産学官連携という角度を持っていますので、地域社会等においてどういう位置付けをもった取組なのかということも、選びの基準にしていきたいと思っております。

二点目の商店街の活性化ということも、最近の産学官連携は、「モノづくり」から「コトづくり」やまちづくりというところに展開してきているという状況もあり、まさに今日的な様

相ということで研究していきたいと思っております。

三つ目、教授・大学の研究者が産学官連携に取り組むインセンティブという課題ですが、産学官連携に取り組んでいる人というのはまだ少数派であるという意見もよく聞くところです。ただ、それも大学によって力の入れ方というのに差があるようでございまして、産学連携を大学の「売り」にして、経営戦略の最上位に置いているようなところでは、それなりに取組を評価していこうという動きもあるようでございます。大学の経営マネジメント層においては、産学連携や地域貢献の重要性の認識は浸透しているかと思いますが、個々の研究員のレベルでのインセンティブシステムがまだ明確になっていないということは聞きますので、その論点は研究していきたいと思えます。

(岡会長) ありがとうございます。

ほかいかがですか。堤専門委員。

(堤専門委員) 二つ目のテーマの農道・林道の維持管理に関して意見を申し上げます。

農道・林道の重要性は分かるのですけれども、生活道路も含めて、やはり地方部では特に一般の道路も維持管理をどうするかかなり悩んでいる中で、調査をするという意味では、農道・林道とある種絞るのは分かるのですが、もう少し広く道路を捉えていただいて、特に地方部でどういう問題があるかということを考えていただいた方が良いかもしれないなと思えました。

よくある例は、農道を整備した後に市町村に移管されて、市町村が管理をするみたいな、管理が国から市町村に変わってしまって、結局、維持管理の問題も市町村が担わなきゃいけないみたいな問題もありますので、その辺も含めて。結構、そういう意味では、いろいろなものが絡んでいるというか、少し今みたいにスポットに当てるのではなくて、周辺も見て考えていただければと思えました。

以上です。

(岡会長) どうぞ。

(海野評価監視官) 委員御指摘のとおり、日本の道のネットワークという観点からは、農道・林道のみならず、道路法上の道路も含めてメンテナンスサイクルの確立の状況等を把握することが重要となろうかと思っております。

今回、調査の一次的な焦点といたしましては、農道・林道に当てることとしております。しかし、例えば農道・林道が道路法上の道路と接する局面もあろうかと思えますし、また、道路法上の道路におけるメンテナンスのあり方が農道・林道の維持管理において参考になる

要素も多々あるかと思しますので、いただいた御指摘も踏まえて、必要に応じて一般の道路の状況も見据えながら、調査を進めてまいりたいと考えております。ありがとうございます。

(岡会長) ありがとうございます。

堀田専門委員、どうぞ。

(堀田専門委員) 順番に申し上げます。

まず一番上の産学官連携による地域活性化については、地域が活性化されたかどうかというもののアウトカムをどういうふうに見ていらっしゃるかということもぜひお調べいただきたいと思っております。

あわせて、連携のコーディネートなどの実態とあるのですけれども、恐らく何らかのプラットフォーム機能みたいなものが無いと、地域の中でのニーズと、それからテクノロジー、技術みたいなものをあわせて、そしてビジネスモデルとして展開していくということが難しい場合が多いと思っておりますので、そのプラットフォーム機能をどういった機関が担っているのかということについても調査いただくことを御検討いただければと思っております。

それから、二つ目は、地域住民の生活に身近な事業の承継ですけれども、この身近な事業というのがどこからどこまで、どんな事業のことを想定されているかが分からないのですが、例えばケアの領域でいきますと、診療所の先生方がその診療所を承継していくおつもりがあるのかどうかということ、結構基礎自治体は十分に把握できていなかったりするので、そもそもそういったものが入るかどうかわからないのですが、地域住民の生活に身近な事業の承継の有無なり、見通しみたいなものをどこがちゃんと把握しているのかということも調査していただければなと思っております。

最後、地域公共交通の確保のところなのですけれども、これは先進事例を集めていただくのと同時に、まだまだ、例えばライドシェアとか地域住民交通事業者との連携というときに、実際には規制にならないことが規制になると思って足を踏み出せないでいるといったような、いろいろなところの取組を伺うことが多いので、何かやろうとしているんだけど、それを阻んでいると認識されていることがどんなことがあるのかということも確認いただけたら良いかなと思っております。

以上です。

(岡会長) いかがでしょうか。お願いいたします。

(北川評価監視官) 産学官連携の関係ですが、まず、「地域活性化」を示すアウトカムにつ

いて、これはなかなか容易ではなくて、もちろん、地域の経済成長、人口動態、雇用・就労の場の拡大ということが最終ターゲットなわけですけれども、いろいろ地域の経済指標なんかを見ているんですが、産学官連携の取組と地域経済成長との因果関係、貢献度といったものがなかなか明確には把握し難く、外生要件による影響の方が大きいといえますか。

(堀田専門委員) それぞれの事例の取組をしている主体の方々が地域活性化のためということも認識しておられるようであれば、それぞれがどういう指標を置いているのかどうかということも確認していただければ良いのではないかなと思います。

(北川評価監視官) ありがとうございます。踏まえていきたいと思います。

それから、コーディネート機能、地域の連携の「プラットフォーム」の機能が、いかなる形態でどのように存在し、機能しているかということは、まさに柱のテーマの一つだと思います。例えば、県の公設試験研究機関などは、地場の企業と最も近く、最初に話を聞いて、それを相談内容等に応じて大学やいろんな関係機関につないでいるという実態もございますし、産学官の関係者それぞれ相談や連携の窓口を持ってまして、その窓口の人たちが話し合う場などいろいろありますので、そういったコーディネートの形態も研究していきたいと思います。

(讃岐行政評価局長) 一点だけ補足しますと、この産官学のところですが、非常に大きな言葉を使っていますが、総務大臣がよくおっしゃっているところでは、地域の中堅企業などは活用できる技術がどこにあるのか、それすら知らないというところがあって、そういうものを知ると、少しでも活性化していくのではないかと。したがって、確かに全体が活性化すると指標も大きく改善するのでしょうかけれども、まずそこに至るまでのプロセス自体も、ほんとうになかなかまだ山あり谷ありなんだけれども、それをどうしたら良いのかということと、今、堀田専門委員のおっしゃったようなことを意識に置きながら、どうやってうまく軌道に乗せていくのかみたいなのも含めて見ていくのが、今はとりあえず重要なのかなというふうに考えます。

(岡会長) ほか、いかがですか。

(大槻評価監視官) 事業承継なのですからけれども、やはり地域住民の生活に身近なというのをどう考えるかというのはかなり難しいと思っております。やはりグラデーションがありまして、まず最初に思いつくのは、買い物弱者対策にも似通ってくるのですけれども、生鮮食料品とかガソリンとか、そういうものを扱っている事業というのは多分一番大事なんだろうと。その次に先生御指摘のように、医療だとか福祉だとかそういう関係の事業が身の周りに

ないと困るんだろうと。さらにいきますと、むしろ雇用だとか地域の活力ということになるかもしれませんけれども、勤務先としての、それこそ製造業だとかサービス業、いろんな事業全般に広がる話でございます。ということなので、あまり狭く捉えないように、かつどこを見ていくかということのをこれから整理してまいりたいと思っております。

(岡会長) ありがとうございます。

(高橋評価監視官) 最後に、地域公共交通の関係でございます。おっしゃるとおりでございますので、先進的事例に限らず、困っている事例とか苦勞している事例も含めて集めていきたいと思っております。

(岡会長) ありがとうございます。ほかはよろしいですか。

今回の31年度の早期に着手する五項目のうち、三項目がいわゆる地域活性化につながるという意味で、今回は地域活性化に重点を置いてこのテーマが選ばれたということがよく分かります。地域が活性化しないと日本が活性化しないということをはっきりしているわけですから、ぜひ進めていただいて、地域活性化につながるような調査をしていただければと思います。

三つ申し上げますが、まず、産学官連携、これは産学官に限らず、私の経験では”地域のあらゆるものの連携”と言っても良いと思うのですが、その地域の首長さんが自身の自治体を活性化するために関係者を全部集めて、連携してやっていく、その中には大学もあります。例えば会津若松市などは、私は成功している例だと思うのですが、そのような地域活性化の好事例をたくさん引っ張り出していただいて、それがほかの地域に展開できればという期待もあります。

また、農道、林道ですが、さきほど堤専門委員がおっしゃったように、ほかの道路もありますが、”農業や林業の活性化”とつなげているのだろうと思うのです。特に林道については、林業を活性化するためには、林道の整備がなければどうしようもないです。

災害も増えていますから、そういう意味では、地域の主要産業である農業、もしくは林業を活性化するという視点で調査をしていただくと効果的なのかなという気がします。

それから、地域住民の事業承継の調査にあたって、ご参考までに、日本商工会議所が数年にわたり、最重要課題の一つとして取り組んでいます。ぜひ商工会議所と調査で連携されたいかがかなと思いました。私からの意見は以上でございます。

ほかはもうよろしいですか。ありがとうございます。それでは、ただいまの審議の内容を踏まえまして、調査テーマの検討、選定を進め、行政評価等プログラムに反映させるよう

作業を進めていただきたいと思います。

次に、議題3でございます。本件は総務省が行う統一性・総合性確保評価について審議をするものでございます。本日新たに調査に着手する一つのテーマと実施中の二つのテーマについて、順番に事務局からの説明を聴取し、その後、全体を通しての質疑応答、意見交換を行いたいと思います。

それでは最初に、新たに調査に着手するテーマである死因究明等の推進に関わる政策評価の計画について説明をお願いいたします。

(大槻評価監視官) 資料3-1を御覧ください。死因究明等の推進でございますけれども、まず、この施策の背景、経緯なのですが、左の端のほうに犯罪の見逃し防止と書いていますけれども、今から約10年前、平成19年に相撲の時津風部屋事件というのが起こりました。これは巡業中の若い力士が暴行を受けて死亡したのを、病死と当初、判断を誤っていたという事件でございました。

また、その1年前、平成18年にはパロマ湯沸かし器事故というのがありまして、製品不良に伴う一酸化炭素中毒死が起こったのですが、これも心不全と当初判断をしていて、対策が遅れました。また、その後、東日本大震災がございまして、身元確認作業が困難を極めた。こういったことから、死因究明、身元確認の実施に係る体制の充実強化が喫緊の課題とされました。

これを受けて、政治的にも与野党を超えて議論が行われ、死因究明等の推進に関する法律という議員立法が平成24年に制定されました。これに基づきまして、政府としての計画を平成26年に閣議決定されたという状況でございます。

一つ申し上げておきますと、この死因究明推進の射程なのですが、人が亡くなられる場合、大ざっぱに二通りございまして、一つは、病院等におきまして、医療の管理下において亡くなられる場合、これは今回の死因究明等の推進の対象外でございます。これは別途検討がされて、医療事故調査制度というものが設けられましたので、そちらで見ていくということでございます。

一方、対象にしていますのは、病院等以外で亡くなられた方、往々にして警察に通報が行く場合なのですけれども、また、異状死とも言うのですが、こういったものの死因究明をしていこうというものでございます。

そこで、施策の内容が真ん中のところなのですけれども、これは関係省庁、警察庁、文部科学省、厚生労働省等ございますが、内閣府が全体の取りまとめを推進しております。

幾つかポイントを申し上げますと、一番目に死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備とありまして、都道府県ごとに、都道府県警察、大学、あるいは医師及び都道府県の知事部局といった関係者が集まる死因究明の協議会を設けることが体制整備の一つの目玉でございました。ただ、全ての都道府県にはまだ設けられておらず、三十五箇所にとどまっております。

二番目が法医学の教育、研究の拠点の整備で、文科省におきまして大学における教育の充実を実施しております。

続きまして、四番目ですが、警察等における体制の整備ということで、検視官による検視体制を強化し、必要に応じて解剖を実施しております。

また、六番目について、警察庁、海上保安庁において、必要に応じて薬毒物の検査、また、死亡時画像診断を実施しております。この死亡時画像診断とは、御遺体にCTをかけることによって、解剖をしなくても様々なことが分かるということで、こういった最新の科学技術の活用も行われております。

そこで、問題意識でございますが、平成26年に政府の基本計画が閣議決定されてから約5年が経過しようとしているので、この5年間でどのように政策が実現されたかについてまず見ることになると考えております。

次に、社会情勢の変化への対応でございますけれども、ここ10年間ぐらいの死亡統計を見ますと、病院で亡くなる方が減ってきて、一方で、自宅で亡くなる方、あるいは介護施設で亡くなる方が増えてきております。今後もこういった傾向が続くとすると、こういった社会情勢の変化に対応できているかといった問題意識がございます。

また、死因究明した結果を公衆衛生上の問題に生かしているか、大災害に対する十分な備えができているかといった問題意識もございます。

加えて、各機関の連携の状況、あるいは計画全体の検証、見直しの状況はどうかという問題意識もございます。

お聞きしていると、死因究明の現場というのは、休日や夜中関係なく、警察や医師等、関係者の方が大変苦勞されて行っているということですので、こういった御努力を後押ししていきたいという気持ちと、必ずしも多くの方が御存じの政策領域ではないかと思っておりますので、実態を見ていくということ自体に意義があると考えております。

私からは以上でございます。

(岡会長) ありがとうございました。

次に、実施中の女性活躍の推進に係る政策評価の取りまとめに向けた方向性について、事務局からの説明をお願いいたします。

(大槻評価監視官) 続きまして、資料3-2を御覧ください。女性活躍の関係ですけれども、女性活躍推進法がこの分野の中心でございます。これまで、施行後3年の見直しの検討が厚労省の労働政策審議会で行われまして、概ねの方向性が出ております。具体的には、これまで女性活躍推進法に基づく事業者に対する公表の義務付けは300人以上の大企業でありましたが、これを300人以下の中小企業にも広げるといった改正の方向性が示されたところであります。これが今国会にて法案提出の予定だと聞いております。

この流れに合わせまして、我々も政策評価を進めており、一つはアンケート調査を平成30年5月に実施しておりますが、1万3,000社の事業者に対して、女性活躍推進法に基づく事業者における公表の状況や女性の採用比率といった基本的な指標の状況等を基礎的なデータとして、労働政策審議会に提供いたしました。

もう一つは昨年の4月から8月にかけて、管区行政評価局を動員して、主に従業員300人前後の地方の中堅企業、約270社を対象に実地調査いたしました。今回はこれについて御報告したいと思っております。

3ページを御覧ください。今申しました実地調査、インタビューの結果であります。地方の企業の声の第一番目は、やはり人材確保が大変だということで、女性のみならず男性の確保も大変だということで、様々な人材確保の取組が行われておりました。例えば土木業でございますが、もともと女性の少ない業界ではありますけれども、地元の工業高校と連携したインターンシップを行っております。

地方の企業の声で多かったのは、女性の雇用機会均等をはかるという意味で女性活躍の推進というのは大事だが、それだけではなく、女性の長所を活かしていかないと、これからの経営はうまくいかないということです。一つ事例がございまして、これは除雪機を作っている会社ですが、除雪機といった商品も女性や高齢者のユーザーが増えてきたということで、女性を商品開発部門に配置することで、より良い商品を作っていくといった取組がございました。

次に、二番目の女性の働き方の変化という点では、最近、出産等による退職というのとはななくなりつつあり、職場復帰がほぼ当たり前の状況といった声も多く聞こえております。この点、政府のKPIも順調に上がってきているところではあります。そんな中で一つの事例として、育児休業中の職員とのコミュニケーションを図るために復職支援シートを活用して

いるという事例がございました。

次に、三番目の働きやすい環境の整備について、女性になるべく長く勤めてもらう為の様々な取組がございました。タクシー業の事例を紹介しますと、女性ドライバーの顧客からの評判は良いようですが、タクシー業界は歩合制のところもありまして、男性と伍していくことに関して、女性が不安を感じているということから、給与の保証期間を延長したといった取組がございました。

次に、四番目の女性の登用ということで、女性管理職を増やしていくことに向けて意識向上の研修等の取組を行っているという事業者が見られました。

次に、4ページを御覧ください。仕事と家庭の両立支援に向けた取組も、数多くの企業で行ってまいりました。三つ事例を紹介しますと、第一に残業時間の削減について、物流の企業では、従来、紙のリストを大量に持ち歩いて倉庫で作業していたのを、ヘッドセットを用いたやり方に変えることにより、作業時間を大幅に削減できて生産性が上がったとのことで、生産性の向上を手当として還元してまいりました。

第二にジョブリターン制度ということで、全国信用金庫協会では、やむを得ない転勤で他の地域に移る場合、転居先の信用金庫で雇用するという制度がございまして、実際にこれを活用した信用金庫が幾つかございました。

第三にテレワークについて、セキュリティーの確保等の課題もあるが、活用を開始した事業者が見られました。

続きまして、5ページでございますが、このような実地調査の結果から、一つの会社においてどのようなプロセスで女性を活用していくのかをイメージとして整理したものでございます。左側から人材の確保、働きやすい環境の整備、女性人材の完全活用、女性の登用と様々な取組がございまして、そして、これらに評価指標がくっついているものとして整理しました。

様々な企業がございまして、自分の企業がこういった立ち位置にあるのか、また、次にどういった手を打てば良いのかといったところを考える上で参考にさせていただける資料ではないかと考えております。

続きまして、6ページでございますが、仕事と家庭の両立支援に向けた各種制度に関する分析を行いました。下の表でありますけれども、休暇制度や職場復帰制度、テレワーク等の9種類の制度を挙げておりますが、これについて因子分析をかけたところ、概ね三つのグループに区分できました。そのグループについてそれぞれ企業の導入割合が高いものと低いものでステージⅠ、Ⅱ、Ⅲに区分し、企業において段階的にこういった取組を進めていくので

はないかという仮説を立てました。この仮説、仮定が妥当かを検証したのが7ページでございます。

下に表がございますが、今申しました各ステージと女性応募比率、採用比率といった指標の関係の相関を見ました。さらにステージ間の数字に有意差があるのかも確かめました。その結果、一番わかりやすいのは右から二つ目の女性の平均継続勤務年数ですけれども、これはステージごとに年数が順調に伸びておりまして、比較的このステージごとという仮説が妥当であったと思います。

一方で、一番右端の女性管理職比率では、あまり数字の相関が見られず、両立支援の取組それぞれよりも、また違った要素がここに働いているのではないかと考えております。

続きまして、8ページでございます。そもそも女性活躍推進法に基づく企業情報の公表の義務付けは、効果が出ているのかについて確認しました。

下にグラフがありますが、3年前の女性活躍推進法の施行前後で比較して301人以上の企業、300人以下の企業それぞれについて公表の割合が増えたのかといったことを見たところ、ある種当たり前の結果でございますが、義務づけされている301人以上の企業でかなり大きく増えておりました。

9ページでは、こういった企業の公表行動をそのまま鵜呑みにして良いのかといったことを考えまして、おそらくこの女性活躍推進法の制度上、企業は指標を一つ選んで公表しなければならないなどとされておりまして、これを踏まえて、各企業は、自社にとって優れている情報を選択的に公表しているのではないかという仮説を立てました。

これを検証したのが次の10ページでございます。下の表で女性採用比率の公表の有無と女性採用比率に関する分析を行っていますが、結果だけ御説明しますと、一番上に書いているとおり、例えば女性採用比率を公表している企業は、公表していない企業と比較して女性採用比率が4%高い傾向が見られたことから、仮定は妥当だったのではと考えております。したがって、こういった数字を見るときに、これは企業にとって良い数字を公表しているのだと考えながら見るのが重要であり、あるいは公表していない数字があれば、その意味は何だろうかとよく考える必要があるのではないかと思います。

また、(4)でございますが、今後さらに女性活躍推進法に基づく企業情報の公表の状況が、女性の採用比率や応募率、こういった実体的な指標にどの程度影響しているのかについて分析を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

(岡会長) ありがとうございます。

それでは最後に、実施中の高度外国人材にかかわる政策評価の取りまとめに向けた方向性について、事務局からの説明をお願いします。

(高角評価監視官) 資料3-3でございます。高度外国人材の受け入れに関しまして、一昨年の11月の審議会で、計画段階における御審議をいただきました。それ以降、1年少し経っているかと思いますが、外国人の受け入れについて、大きな動きがあったことは御存じのとおりかと思いますが。平成31年4月に新たな在留資格であります特定技能というものが創設されて、相当規模の外国人が新たに入ってくるということでございますが、こちらについては、基本的には人手不足への対応が主眼になっていると理解しております。

一方で、この高度外国人材につきましては、1ページにございますように、優秀な外国人材を受け入れることによってイノベーションを加速し生産性を向上させるということで、どちらかというと質の高い人材によってイノベーションを起こしていくというところに着目した政策だと考えています。

高度人材ポイント制が在留資格上の枠組みとしてございます。これは、外国人材の学歴や年収、能力、実績等に応じてポイントを積み重ねていき、一定基準をクリアする者について認定し、在留上の優遇措置を与えるという仕組みでございますが、この認定を受けた者は、就労資格を持っている外国人58万人のうちの1万人ぐらいのボリューム感でございます。

この高度外国人材の受け入れについて、KPIの状況や高度外国人材の実態の分析、加えて企業や外国人材に対してヒアリング等を行いまして、政策評価を試みております。

2ページの上のほう、政策の体系でございますけれども、先ほど申しましたとおり、我が国に高度外国人材が就業、定着、そして活躍する、その結果、イノベーション加速や生産性の向上に結びつくということになります。しかし、イノベーション等の最終的なインパクトを直接測定する、あるいは政策効果を分析することはなかなか難しいということもございまして、今回は入り口の高度外国人材の我が国での就業、定着の促進というところに着目して、それに資する政策の整理をしております。

右側に四つ政策がございまして、こちらも高度外国人材の就業定着という意味では濃淡がございまして、実線や点線といった矢印で表しております。一番上の高度外国人材の認定が先ほど申し上げました高度人材ポイント制による認定で、直接高度外国人材の就業、定着にダイレクトに結び付いてくる施策だと考えております。KPIもこの部分について設定されております。

その下の方ですけれども、留学生の就労支援、あるいは就労環境、生活環境の改善の部分につきましては、必ずしも高度外国人材を対象にしているというよりは、幅広く外国人層を対象としているものであり、それぞれの支援策、施策を講じることによって外国人材の国内での就業が促進される、あるいは魅力的な就労環境・生活環境が整備されるということを通じて、間接的な関連性を持つ施策として、高度外国人材の受け入れ、就業定着にプラスに作用していくと整理されるのではないかと考えております。

そこで、高度外国人材の認定についてですが、下の表を御覧いただきますと、制度創設以来の累計認定件数の推移は昨年末の時点で1万5,386件であります。これは2020年末までに1万人の認定というKPIを既に達成しており、次なる2022年末の2万人に向かって着実に増えている状況です。

次に3ページですが、認定された高度外国人の実態について、実際に法務省で認定をした際の高度外国人材のデータを用いて分析・集計をいたしました。複数のグラフを並べておりますが、特徴的なところといたしましては、第一に、国籍別で言うと中国出身が非常に多く、全体の三分の二を占めております。外国人労働者全体で見ると、中国よりもむしろベトナムとか東南アジアのほうにシフトしつつある状況かと思いますが、この部分に関しましては、中国が圧倒的多数を占めているということでもあります。

第二に、所在地別を御覧いただきますと、東京が50%、そのほかの近隣を含めた首都圏全体で約四分の三を占めており、東京に一極集中しているという状況がございます。

第三に、学歴別では、大学、特に大学院の出身者が多く、人材のレベルの高さがあらわれていると思います。

第四に、認定に至る経歴についてですが、他の就労資格で一度日本に入る、あるいは留学生が就職した後に高度外国人材の認定を受けているケースが8割を超えております。つまり、外国から直接高度外国人材として受け入れているのはかなりレアケースというのが全体から伺えると思います。

そして、認定を受けた後、現在はどうなっているのかということですが、2017年12月末現在、引き続き高度外国人材として国内で活躍されている者が80%を超えております。また、永住権を獲得された方も1割ほど存在するという事で、多くの高度外国人材は国内に定着している状況であります。

次に右側でございますが、企業のニーズについて、外国人材を実際に雇用している大企業や中小企業等55企業にヒアリングを行いました。その結果、高い専門性を有する外国人材の

ニーズについて、例えば出身国・地域別では、中国、台湾、あるいはそれ以外のアジアの出身であること、分野別ではIT、あるいはそれ以外の機械工学等を専攻していること、取得学位別では、国内の大学や大学院を出た方に対するニーズが比較的大きくなっている状況が見られました。

また、外国人材の高度人材ポイント制の認知度等についてヒアリングしたところ、高度外国人材の在留資格を持っていない257人のうち、高度外国人材ポイント制の試算結果が認定の基準となる70点を超えるとみられる方が半数弱ぐらい存在しており、その約半数が制度自体を認識していませんでした。この部分に周知を図ることによって、さらなる認定が進む余地があるのではないかと考えております。

次のページに参りまして、続きまして留学生の就職支援でございます。高度外国人材におきましては、右上のグラフを御覧いただきますと、日本の大学、大学院を出ている者が半数を超えており、特に大学院がその中でかなりの部分を占めております。これらの留学生が国内の企業に就職して、その後、高度外国人材になるという経路がかなりの部分を占めているところでございます。したがって、まずは日本の大学、大学院に在籍している留学生の国内での就職を促進するということが高度外国人材の就業定着に役立つのではないかと考えております。

そこで、留学生や外国人材、あるいは企業に対し、留学生の就職活動における課題を調査したところ、企業が外国人を採用してくれるのかどうか分からないであるとか、ある種当然かと思えますけれども、日本特有の就職活動のルールがよく分からないという留学生固有の課題が見られました。一方で、外国人材の日本語能力が必要なレベルをクリアできていないという企業側からの反応が見られました。これについて、大学による就職支援の中で日本語能力をどのようにケアしているのかを下のほうで少し触れております。大学によっては、かなり積極的に取り組んでいる例もある一方で、日本語能力が不十分な留学生の就職支援に苦労しているという声もあります。特に大学院に留学されている方は学部生に比べて、なかなか日本語習得に時間を割けず、普段の研究の現場で日本語が通じなくても通用してしまうということもあるのかと思えますが、そういう意味で、この日本語の壁に直面しているという実態もあります。

このため、このような実態を踏まえて、大学、大学院での就職支援、特に大学院は高度外国人材という意味でそのニーズを踏まえた支援が重要ではないかと考えております。

続きまして、5ページでございますけれども、就労環境につきまして、右上のグラフを御

覧いただきますと、企業に勤めている外国人材における就労環境の満足度は、かなり高い状況が見られます。また、今後の就労希望については、半数以上の外国人材が10年以上の就労を希望している状況であります。

一方で、就労環境における課題はというと、外国人材側、それから企業側いずれにおいても、例えばキャリアパスが不明確であるということが認識されております。これについては、企業の雇用慣行という面が強く、なかなか行政として何ができるかということがありますが、例えば、厚生労働省が作成している雇用管理の事例集等について、必ずしも十分知られているわけではないですが、役に立っているという声もあり、こういったところの普及を図っていくというのが一つ考えられると思います。

6ページに参りまして、最後、生活環境でございますが、こちらにつきましても、かなり満足度は高いという結果が出ております。高度な外国人材ということでもありますので、そこは外国人全般について同じことが言えるわけではないと思いますけれども、そういった状況であります。一方で、公的な支援として、例えば住居、あるいは病院といったことについて必要性が高いとの意見が挙げられております。

地方公共団体におきましては、様々な独自の取組として、住宅の確保を支援するセンターの設置や医療通訳の派遣、年中無休で多言語対応のコールセンターを開設するといった取組が見られますので、こういった取組事例を全国展開していくことが重要だと考えております。

まとめますと、高度外国人材の認定というのはおおむね順調に進んでおり、満足度もかなり高いということで、ある程度、政策として機能しているのではないかと考えられますが、より一層の就業定着を図っていくために、改善すべきところは改善していくということが必要ではないかと考えております。

こういう方向で取りまとめを進めさせていただきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

(岡会長) ありがとうございます。3つのテーマについてそれぞれ説明いただきましたが、ただいまの説明について、御質問、御意見はございませんでしょうか。薄井委員、お願いいたします。

(薄井委員) 先ほどのテーマ選定のところで、産学官連携というペーパーがあったと思いますが、冒頭、『東京一極集中がはらむリスクや地方の疲弊が限界を迎える中』という言葉から始まっています。これが今年度、来年度のテーマ選定の中での1つのテーマになっているという理解で言いますと、実は全ての問題がこれにある種リンクしていると思います。

例えば、先ほど御説明いただいた女性活躍の部分で言いますと、3ページ目の、一番初めの部分、『大都市圏に労働力が流出していることや女性の採用活動を積極的に展開しても応募者が集まらない』という課題が一番重要であります。この課題のウエイトは、下の(2)から(4)に比べて圧倒的に重い課題だと思います。

同様に、今度は高度外国人材ですが、これも先ほど御説明があったとおり、首都圏に所在している高度外国人材は76.1%であります。つまり、打ち出された政策は、全てある意味で東京を中心とする首都圏にバキュームのように吸い込まれていて、結果的に地方に波及していないということが、今日御説明いただいた中でかなりクリアに浮かび上がってきています。やはりそういう問題を全体として御覧いただいて指摘しなくて良いのかどうか。個々の部分的な政策を見ている限りにおいては、先ほど高度外国人材がうまくいっているというお話があったのですけれども、本当にそうなのかという点をやはり考える必要はあると思います。

それから、最後にもう一つだけ。高度外国人材については、実は以前の審議会でメンバーの中で結構いろんな議論が出たと思いますが、今日のお話でも58万人のうち1万人がターゲットであります。つまり、全体の市場からすると非常に限られた方なわけです。その後、類似の法律的な整備がなされていますが、本当にこの1万人のターゲットの部分だけをピンポイントで抽出して、この政策がうまくいったというような、ターゲティングそのものが適切かどうかということもやっぱり考えなきゃいけない大きな問題だと個人的には思います。

以上です。

(岡会長) ありがとうございます。ただいまの薄井委員の御発言に対して、事務局から発言をお願いします。

(讃岐行政評価局長) 非常に大きな課題でありまして、まず薄井先生の、全体を貫く東京一極集中が限界に達して、地方は疲弊が限度に達して、このままではある意味日本社会全体が本当にどうなってしまうのかという強い危機意識というのは、実は行政評価局というよりも、総務省全体、政府全体であるべきですけれども、今の総務大臣が着任してから特に強く打ち出しておられることであります。なので、テーマについてもそういったことを、従前から意識していたつもりですが、今回特に、ある意味意識を深めてやってきているということでもありますし、また、個々の調査結果の中でも、今、薄井先生おっしゃいました、まさにそのとおりだと思います。女性活躍を見ても、実はここ2、3年の間で、特に地方での人手不足が深刻で、女性を活用せざるを得ない、そのためにどうしたら良いかを考えざるを得ない、こういう状況になってきているのではないかと去年ぐらいから言われていて、実際に調

査してみると本当にそのとおりでありました。しかし、二百数十社の企業を訪問しましたが、多くのところは様々な工夫をしている状況がこの事例集から浮かび上がってくると思います。

また、外国人材についても、2年ほど前にこのテーマを作ったときは、まだ昨年の法案が出る以前であって、少々タイムラグが出てしまったのですが、やはり外国人材を活用しないといけないという、そういうところでやってきたものが、期せずして東京に一極集中しているのではないかという状況が見えてきております。

そういった問題意識は様々なテーマの中から出てくると思いますし、今、総務省では総務大臣のもとで地域力強化戦略本部というのを、事務次官をヘッドとして総務審議官、それから各局長が入って、大体不定期ですけども、一月に一回ずつぐらい開いて、部局ごとに気づいたことを大臣以下と共有しております。大臣は今、地方の首長と直接メールのやりとりのできる仕組みを作って、総務省の中でも新しいテレコム技術をどう活用するのかという話もあれば、様々な振興策もありますし、評価局のこのような調査結果を地方との対話を通じて、地方でどうしたら良いかということを考えてもらう契機として非常に参考になるのではないかというふうに、徐々に今受けとめていただいております。それを大臣が例えば何かやりとりをするときのコンテンツとして、こういう様々なテーマに出てくる事例や断面みたいなものを活用していただけるのではないかと、あるいはそういう調査をもっとやっていく、先ほどの産官学による地域力強化みたいなことも含めてやっていくということが重要だと思っています。

それとともに、一方で政策評価、高度外国人材については最初から目標設定があって、確かにそこが狭いではないかということではあるのですけれども、ある程度評価をする際には何を前提に評価をするのかということも技術的には一つ必要であります。そういう意味では、K P Iが1万人で、これ自体もすぐに達成してしまっていて、元々が簡単な目標だったということなのかもしれませんが、達成はされているということで、そういう意味での狭い世界での評価というのも技術的には必要かもしれません。しかし、それはやはり大局というのをよく考える必要があるというのはまさしくそのとおりであると思いますし、今後の様々なテーマ選定の際に今のようなお考えをよく反映させていかないと、大局的な方向はうまく捉えられないと思っているところです。

(岡会長) ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。田辺臨時委員、どうぞ。

(田辺臨時委員) 三つ挙げていただきました。一番初めの死因究明等の推進というのは非常に特殊な領域ではございますけれども、この推進計画が動き出してどうなったかというのをやはり把握しておかないといけないと思いますので、しっかりとやっていただければと思います。特に臨場率等が上がるというのは検視官等の体制を警察が拡大したというところはあると思いますが、大学の中で法医学のところをかなり増やしてくれという要請があったと思いますが、それに伴う効果・実態がどうなっているのかというところはしっかり把握しておかないといけないと思います。つまり解剖やスキャンによって、何ができるようになって、どういうことが昔より見つかるようになったのかということでもあります。また、逆に法医学の講座が増えたというお話はあまり聞いていないので、それが増えたとするならば、それがどういう状況にあるのかといった点を把握していただければと思います。

二番目は女性活躍の推進でございます。最後のところでございますが、女性活躍推進法に基づく政策効果について、おそらくセルフセレクションを確認されたというところはそのとおりでありまして、良い数字が出ているところは公表したがると思います。ただ、この政策はそれだけではありませんで、おそらく公表することによってそこを見られていますから、各企業の努力がその次の政策効果の把握に必要なようになってくるので、絶対水準ではなくて、公表する期間に公表したところとしていないところでどのくらい異なっているのかということを見るのがおそらく最終的な目標ではないかと思っております。

その点で、セルフセレクションのバイアスをとって、かつ、Difference-in-differencesという分析ですけれども、増分のところをきちっと見て、公表が変化にどういう影響を与えたのかといったところまで把握していただきますと、この推進法の目標とするものをしっかりと評価することになるのではないかと思います。

高度外国人材は、表の問題をはらんでいることは確かなのですが、ただ、高度人材というのは国の中で取り合っているというよりも、むしろ国家間で取り合う人材でありますので、この部分に着目するというのはそれなりの理由があるのではないかと考えているところでございます。ただ、やはり高度人材になる人と企業とのマッチングを実際にやっているのは、大学だと思います。大学に対して何をやってくれという注文ができるような、つまりマッチングの媒介をしているところで一体何をやっているのだ、何が足りないのかという点に関して、各大学に方向性を示すような取りまとめというのもできればやっていただきたいというのが三番目の要請でございます。

以上です。

(岡会長) ありがとうございます。今、三点ありましたが、事務局から発言をお願いします。

(大槻評価監視官) 一点目、死因の法医学の関係ですが、確かに全国で法医学者の数と言いますか、大学医学部において解剖を担当されているような医者の数ということで言いますと百数十名というふう聞いておりました、これをどう充実していくかということが一つ課題かと思えます。

ただ、一朝一夕にできるものではないと思いますので、文部科学省を中心に漸次努力をされているかと思いますが、お医者さんの数、あるいはサポートされる人の数等を含めて、どのように推進されているのかといったことをよく見ていきたいと思っております。

それから、女性活躍の関係ですけれども、これも委員御指摘のように、今回御用意した資料では、被説明変数を平成29年度の指標と置きましたが、本当はその3年間の変化率で見るべきというのはおっしゃるとおりでございますので、今後分析を進めていきたいと思っております。

(高角評価監視官) 高度外国人材につきましては、大学の役割ということで御指摘をいただきました。まさに御指摘のとおりと考えておりました、特に日本の大学、大学院の留学生がかなり多くのウェイトを占めているということから、大学における就職支援というのは非常に重要性が高いと考えております。

日本語能力の向上の部分について少し御紹介しましたけれども、大学における就職支援のため、個別に調べるとさまざまな取組をされている事例もございます。こういったものを御紹介しながら、全体としてのレベルアップを図っていくような横展開ができないかという方向で考えてみたいと思っております。引き続き御指導いただければ幸いです。

(岡会長) ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。堀田専門委員、どうぞ。

(堀田専門委員) 女性活躍の部分なのですが、アンケート調査の分析のところで、調査票の制約とか分析の余地があるのか無いのか分からないのですが、一般的に産業社会学や人的資源管理の方々の研究でいくと、6ページ以降に示されているような、こういう制度を導入しているとか、それを利用できる職場であるかどうか、二階建て的な、二階と位置づけられていて、一番土台のところにダイバーシティ経営がなされているとか、一階のところに時間制約を前提とした仕事管理とか働き方がなされているかどうかみたいなことがあった上でこういった制度が存在しているか、そして、利用できる職場になっているかといったよう

な、そういう構造だということが大分分析されてきていると思いますので、まだ調査票にそういう一階とか土台部分にかかわる項目が入っていたり、あるいは分析の余地が時間的にも残されているようであれば、今回も検討いただけると良いと思いますし、今回難しいようであれば、また今後、このテーマでなさるときにはそういったところにも配慮いただけると良いと思います。

以上です。

(岡会長) ありがとうございます。事務局から何かありますか。

(大槻評価監視官) 調査票上、そもそもの一階部分がどこかというところは調べていないのですけれども、ここだけ取り出して議論するのではなくて、委員御指摘のように、一階部分があるということをちゃんと踏まえながら評価書を作成したいと思っております。

(岡会長) ありがとうございます。

ほかよろしいですか。それでは、議題3は以上をもって終了させていただきます。

最後に、議題4でございますが、政策評価制度部会における取組状況について、事務局から報告をお願いいたします。

(石川政策評価課企画官) 資料4-1、規制に係る政策評価の点検についてを御覧ください。

規制の政策評価につきましては、平成29年7月の政策評価審議会での御議論を経て制度改正を行い、同年10月から施行されているところでございます。

制度改正以降、同年度中に実施された規制の事前評価77件、事後評価35件の点検結果に関しまして、昨年の審議会で点検状況や各府省への主な指摘の方向等について御説明させていただいたところでございましたが、その後、昨年12月に点検結果を公表しておりますので、その旨御報告をさせていただきます。

(柏尾客観性担保評価推進室長) 続きまして、資料4-2を御覧ください。公共事業評価ワーキング・グループでは、本年1月、埼玉県と神奈川県の御協力をいただきまして、公園整備事業と漁港整備事業の現地視察を実施しております。内容につきましては、資料概要のとおりでございます。委員におかれましては、お忙しいところ御参加いただきまして誠にありがとうございました。

以上です。

(石川政策評価課企画官) 引き続きまして、資料4-3になりますが、EBPM推進に係る行政評価局の取組状況について御説明させていただきます。

行政評価局といたしましては、政府全体のE B P Mの推進を後押しするべく、政策の目的・手段の因果関係の明確化、それから政策効果の適切な把握・分析に向けて、各府省と課題を共有し、実践につなげるために、ここに記載してあるような取組を実施しております。

一点目でございますが、E B P Mに関する有識者との意見交換会報告、議論の整理と課題等でございますが、これを取りまとめまして、E B P Mに関する考え方の整理を行っております。これは当時の小倉総務大臣政務官のもと、E B P Mに造詣の深い有識者をお招きいたしまして、政府におけるE B P Mの推進に向けた課題について、計五回の意見交換を開催しまして、昨年10月に報告書を公表したというものでございます。

それから、二点目でございますが、総務省と関係府省、学識経験者との政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究というものを実施しておりまして、これを通じてE B P Mに関する具体的な事例の発信、それから政府部内での情報共有といったことを目指しております。平成30年度におきましては、右にございます四つのテーマ、女性活躍推進、I o Tサービス創出支援事業、それから公正取引委員会が行っている広報施策、訪日インバウンド施策の四点を題材といたしまして、必要に応じデータ収集や調査を実施しまして、統計的手法等の活用により政策効果を分析するなどの共同研究を実施しております。

裏面に細かい記載がございますが、簡単に御紹介いたしますと、女性活躍推進に関しましては、先ほども御説明がございましたが、アンケート調査を実施し、統計的因果推論の手法などを用いて因果関係の分析といったことを行っております。

次に、I o Tサービス創出支援事業の検証に関しましては、この事業は委託費を支出して、様々な分野で実証実験を行うというモデル事業でございますけれども、これの体系的な分析を行っております。

次に、公正取引委員会の広報施策、これの検証につきましては、セミナーなどの効果についてR C T的な手法も取り入れまして分析を行っております。

最後に、訪日インバウンド施策に関してでございますけれども、これの検証につきましては、観光地域づくりを担うDMOという法人の取組や訪日外国人の動向について、ビッグデータなども活用しながら分析を行っているものでございます。

表面に戻っていただきますが、これら政策効果の検証に応用しやすいような施策のタイプ、それから、多様な検証の手法例を取り上げて、各府省にE B P Mを取り組んでいく際にリーディングケースとして参考になるもの、具体的な事例の発信を目指しております。殊さら難しい手法を用いるのが良いということではなくて、可能な範囲で、施策のタイプに応じた検

証手法を選択していくことが重要ではないかと考えております。来年度も共同研究を実施する予定でございますが、今、テーマの募集をしながら各省と調整を行っております。

三点目でございますが、各府省の政策評価担当者に対する研修、これは従来から行っているものでございますが、これらの研修にEBPM的な要素も取り入れまして、人材育成の取組を行っているという状況でございます。

以上でございます。

(岡会長) ありがとうございます。

本日の審議は以上でございます。これをもちまして、第14回政策評価審議会と第19回政策評価制度部会の合同会合を閉会いたします。本日はお忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございました。